

第17節 警報設備、避難設備の技術上の基準

- 1 自動火災報知設備の基準（平成元年3月22日消防危第24号）

危険物規則第38条第2項の定めによるほか、自動火災報知設備の基準の細目は、次によること。

 - (1) 感知器等の設置は、規則第23条第4項から第9項までの規定の例によること。
 - (2) (1)に定めるもののほか、規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

- 2 誘導灯については、危険物令第21条の2の定めによるほか、全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置するものについては「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」（平成9年8月19日消防予第133号・消防危第85号）により設置するよう指導すること。

- 3 その他警報設備及び避難設備の技術上の基準
この章の定めによるほか、法第17条に基づく消防用設備等の基準に準じて指導すること。